

重点目標1 女性の活躍と参画の促進

- 施策の基本方向1 様々な分野での活躍の支援
(進路選択支援、女性の参画拡大等)
- 施策の基本方向2 政策・方針決定過程への女性の参画等の促進
(女性登用、管理職を目指す女性の支援等)

1 指標から見る進捗状況

- 達成(見込み含む)…1項目(「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」)
- 未達成(見込み含む)及び一部未達成…5項目(「民間事業所の女性管理職の割合(※プランの目標値は達成見込だが、グランドデザインの目標値は達成していない)」「県幹部職員における女性の割合」「県の審議会等における女性委員の割合」「県及び市町村の審議会等における女性委員の割合」「『男女共同参画社会』という用語の周知度」)
⇒県含む地方自治体の取組みが若干遅れている。また、「民間事業所の女性管理職の割合」は、女性活躍推進法の施行をはじめとする女性活躍に向けた社会的機運を鑑みると、課題が残されている。

2 県民ニーズ調査の結果

- 問1、さまざまな分野で「男女の地位が平等」との回答割合が高い順に、
①学校教育の場で(56%)、②地域活動で(45%)、③家庭生活で(39%)となっている。
逆に、「男女の地位が平等」との回答割合が低い順に、
①社会全体で(14%)、②社会通念・慣習・しきたりなどで(16%)、③議会・行政等の政策決定の場で(19%)となっている。
- 町内会における男女共同参画については、男女共同参画審議会でも必要性が謳われているが、今回の意識調査では、問1(5)、「平等」とした意見が、前回調査の38%から今回は45%へと改善している。
- 問2(5)、「働くからには昇進・昇格した方がよい」という問いに対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と答えた男性は59%だったのに対し、女性は48%となっている。

3 委員の主な意見

- 県における女性管理職の登用促進。ただしセーフティネットは必要
- 政治の分野、自治会長・町内会長の女性比率上昇
- 災害発生時、非常時に男女の問題が浮き彫りになる
- 男女共同参画教育(労働に関する法律制度の学習なども含む)
- ジェンダー統計の充実
- 多様な主体との連携・協働

4 今後重点化すべき項目

- あらゆる分野における女性の活躍促進(政策方針決定、防災分野等)
- 男女共同参画の啓発
- 男女共同参画教育の推進
- ジェンダー統計の充実
- 多様な主体との連携・協働

重点目標 2 女性の就業支援と就業の場における男女共同参画の促進

- 施策の基本方向 1 女性の就業支援（女性の再就職、就業継続等への支援、仕事と子育て・介護が両立できる環境整備＜再掲＞）
- 施策の基本方向 2 男女平等な就業環境の整備への支援（条例届出による取組促進、企業のポジティブ・アクション促進、農業・商工自営業の男女共同参画）
- 施策の基本方向 3 適正な待遇の促進（多様な就業形態、安定した就業）

1 指標から見る進捗状況

- 達成（見込み含む）… 2項目（「男女共同参画推進の普及に向けて県が訪問する企業数」「職業技術校生の修了1年後の就職率」）
 - 未達成（見込み含む）及び一部未達成… 2項目（「『職場』における男女の平等感」「25～44歳の女性の就業率（※プランの目標値は達成するも、グランドデザインの目標値には達成しておらず、M字の深さも全国1位）」）
- ⇒ 近年、M字型カーブが改善の傾向にあるのは、有配偶者の労働力率の上昇が大きく影響していると考えられるが、その一方で、非正規雇用が増加し、女性の約2人に1人が第1子の出産を機に離職しているなど、課題が残っている。（別紙1参照）

2 県民ニーズ調査の結果

- 問1（3）、「職場における男女の平等感」について、「男性優遇」が58%に上る。
- 問3、「女性の就業」については、「ずっと職業を続ける方がよい」が内閣府の全国調査（H28年）では54%のところ、今回の県調査では31%にとどまっており、本県においては仕事と育児の両立が容易ではない状況がうかがえる。
- 問4、「働く女性の実態」としては、回答の多い順から
 - ①結婚や妊娠、出産をすると勤め続けにくい雰囲気がある（44%）
 - ②家庭との両立のため非正規雇用を選んでいる（38%）
 - ③同じ仕事をしていても賃金が少ない（31%）
 - ④能力や成果があっても昇進・昇格が遅い（25%）など
- 問5、「女性活躍に必要な取組み」については、育児・介護等の両立に係る「職場の理解」や「職場の支援制度」などを求める人が多い。
- 問6、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」としては、「保育・介護サービス等の充実」が第1位（71%）、「出産・育児等により離職した女性への再就職支援」が第3位（55%）となっている。

3 委員の主な意見

- 女性の起業支援
- ダブルケア
- 企業を巻き込んだ働きかけ（中小企業も含む）
- 非正規雇用問題
- 多様な人が働ける社会（LGBT、障害のある人等）

4 今後重点化すべき項目

- 女性の就業支援（就業継続、再就職等）
- 仕事と育児・介護が両立できる基盤整備
- 企業への働きかけ
- 就業環境の整備、適正な待遇の促進

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

- 施策の基本方向1 働き方・働き方の改善の支援
（ワーク・ライフ・バランスの啓発、労働時間短縮等）
- 施策の基本方向2 仕事と子育て・介護が両立できる生活環境整備の促進
（保育所等整備、子育て支援等サービス充実、ひとり親家庭支援等）
- 施策の基本方向3 男性にとっての男女共同参画の促進
（男性の家事育児介護等参画、男性の心身の健康維持等）

1 指標から見る進捗状況

- 達成もしくは概ね達成…6項目（「男性の育児休業取得率」「週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合」「かながわ子育て応援パスポートの協力事業者数」「認可保育所定員数」「認定子ども園」「幼稚園の預かり保育（実施園数）」）
 - 未達成（見込み含む）…6項目（「県職員男性の育児休業取得率」「県職員 1 人あたりの年次休暇取得日数」「子ども・子育て支援に取り組む事業者の認証事業者数」「家庭的保育」「自殺者の減少」「6 歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」）
- ⇒ 目標値は一部達成しているものの、本県においては、長時間労働・長い通勤時間が、結婚・出産に伴う女性の就業継続を困難にしており、夫の家事・育児時間も妻に比べて極めて短くなっているなど、課題が多く残されている。（「地域少子化対策検討のための手引き」（別紙2（P35）参照））
- ・ 週 60 時間以上働く雇用者…全国 4 位（H24）
 - ・ 1 日あたりの通勤時間…全国 1 位（H23）
 - ・ 6 歳未満児がいる有業夫婦の平日家事時間…夫 17 分/日、妻 202 分/日（H23）

2 県民ニーズ調査の結果

- 問7、「主に家事育児、親の介護を主に誰が行っているか」は、家事・育児・介護とも、「ほとんど妻・どちらかといえば妻」が依然多数を占めており、その傾向は特に家事・育児で顕著である。
- 問8、「男性が家事育児介護、地域活動に関わるため必要なこと」は、多い順から①上司・同僚の理解があること（55%）、②休暇がとりやすくなること（45%）、③家事等は女性が行うべきという意識が変わること（33%）となっている。
- 問6、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」としては、「男女共に働き方の見直し」が第2位（62%）となっている。
- 問9、「用語の周知度」は、「イクボス」24%、「固定的性別役割分担意識」7%にとどまっている。

3 委員の主な意見

- 男性中心型労働慣行の変革（長時間労働の是正は仕事の質を高める等）
- 男性に対する男女共同参画の意識啓発（固定的性別役割分担意識の改革）
- テレワーク、サテライトオフィスの推進
- 企業の風土改革を促す発信
- 男性育休取得者の促進（県職員男性の育休率を国と同じ目標値（13%）に）

4 今後重点化すべき項目

- ワーク・ライフ・バランス
- 働き方改革（男性中心型労働慣行の変革、長時間労働の削減、多様な働き方）
- 家庭・地域への男性の参画

重点目標 4 異性に対する暴力の根絶と人権の尊重

- 施策の基本方向 1 配偶者等からの暴力被害者への支援
(暴力被害者への支援、性犯罪等被害への対策等)
- 施策の基本方向 2 異性に対する暴力の防止の啓発
(暴力防止に向けた啓発、メディアにおける人権尊重等)
- 施策の基本方向 3 生涯を通じた健康支援
(健康支援、性やエイズの正しい理解への取組み等)

1 指標から見る進捗状況

- 達成(見込み含む)…2項目(「配偶者等からの暴力防止や被害者支援に関する基本計画の策定市町村数」「子宮がん検診、乳がん検診受診率」)
- 未達成(見込み含む)…2項目(「夫婦間における「大声でどなる」等の行為を暴力と認識する人の割合」「配偶者等からの暴力の相談窓口の周知度」)
⇒ 配偶者等からの暴力防止については、県民に対する周知も含め、引き続き取り組んでいく必要がある。

2 県民ニーズ調査の結果

- 問6、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」については、「女性の生涯を通じた健康づくり」「配偶者等からの暴力被害者への支援」は前回調査より、若干減少している(ともに25%→19%)。
- 問10、夫婦間における暴力について、「交友関係や電話を細かく観察する」「大声でどなる」「性的な行為を強要する」「生活費を渡さない」は、男性の方が「暴力」と認識する割合が低い。

3 委員の主な意見

- 暴力であると気づかせるための啓蒙が大切
- 売春防止法の問題点等を国に発信
- かながわDVプランに位置づけるという方策もある
- 県警との連携も大切

4 今後重点化すべき項目

- DV被害者等の支援、DV等に対する啓発
- 人権の尊重
- 性差に応じた健康支援

その他

1 委員の主な意見

- 「困難を抱えた女性」については、柱立ての一つとして位置づけが必要
- L G B T への取組みが必要
- 推進体制の整備・強化は、手段も施策なので、柱にするべき。計画の進捗を評価
- 市町村の取組に格差があるため、県が支援することが重要

2 関連情報等

(1) 困難を抱えた女性関連

- 男女それぞれの年齢別貧困率の推計では、ほとんどの年齢層で、男性よりも女性の貧困率が高く、その差は高齢期になると更に拡大する傾向になる。特に高齢単身世帯や母子世帯の貧困率が高い状況が見られる。（別紙3参照）
- 平成22年男女共同参画白書では、「女性が生活困難に陥る背景」として、「女性は育児や介護などで就業を中断しやすい。また、税制・社会保障制度の影響による就業調整の影響もあり、女性は相対的に低収入で不安定な非正規雇用につきやすい就業構造がある。さらに、このような若い時期からの働き方の積み重ねの結果として、女性の年金水準は低く、高齢期の経済的基盤が弱いという問題もある」としている。
さらに同白書では、その多くが母子家庭であるひとり親世帯の貧困の背景として、「育児等の両立等の理由により、選べる職種が臨時・パート等非正規雇用が多くなりがちであることが影響している」としている。
- 平成28年度に実施した『「神奈川県ひとり親家庭アンケート」結果（速報）』によると、就業の状況は「パート・アルバイト・非正規職員」が最も多く（52%）、次いで「常勤・正規職員」（38%）となっている。
しかし、家族全体の1年間の収入は、「100～200万円未満」（36%）が最も多く、次いで「200～300万円未満」（30%）となっているほか、預貯金（株、保険、現金等を含む）が全くないという回答が34%と、経済的に厳しい状況がうかがえる。（別紙4参照）
- 県民ニーズ調査の問6、「男女共同参画社会の実現に向けて県が力を入れるべき施策」は、「困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」が第4位（39%）となっている。
- 25～39歳女性の未婚率は38.2%（40位、全国は37.7%、H22）で、女性の未婚率は全国に比べて高い状況がある。（別紙2参照）
なお、婚姻率は5.4%（6位、全国は5.1%）、離婚率は1.81%（12位、全国と同率）（ともにH27人口動態調査（厚労省））である。

(2) その他

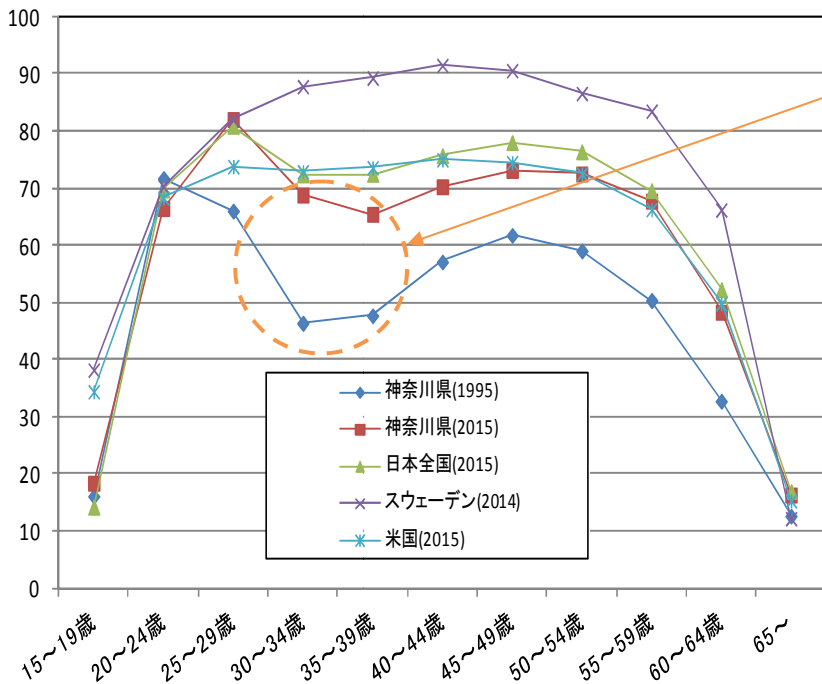
- 県民ニーズ調査の問9、「用語の周知度」は、「L G B T」は50%である。
- 市町村男女共同参画計画の策定率は、市100%、町村64.2%である（H28.4.1現在）。

3 今後重点化すべき項目

- 困難を抱えた女性等への支援
- L G B T
- 推進体制の整備・強化
- 市町村支援
- 女性活躍推進法（推進計画の位置づけ等）
- 国4次計画で改めて強調されている視点
 - (1) 男性中心型労働慣行等を変革（横断的な視点）
 - (2) 女性活躍推進法の着実な施行や女性採用・登用推進、人材の層を厚くする取組の推進
 - (3) 女性が安心して暮らせるための環境整備
 - (4) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化
 - (5) 東日本大震災を踏まえた男女共同参画の視点からの防災・復興施策 等

M字型カーブ

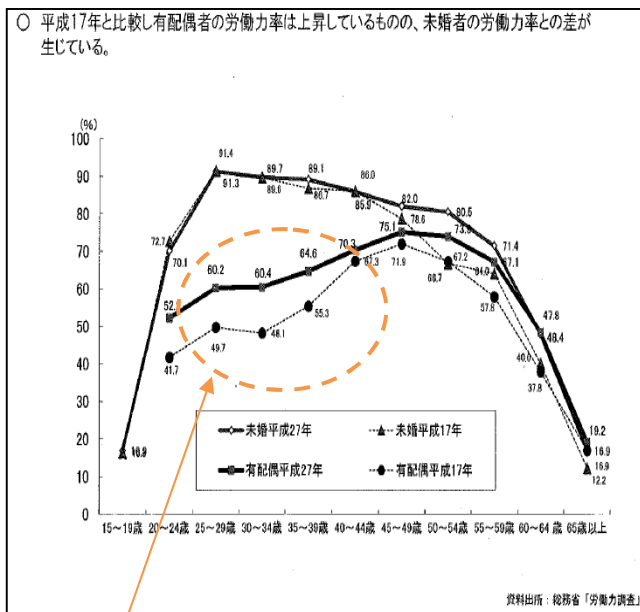
① 女性の年齢階級別労働力率



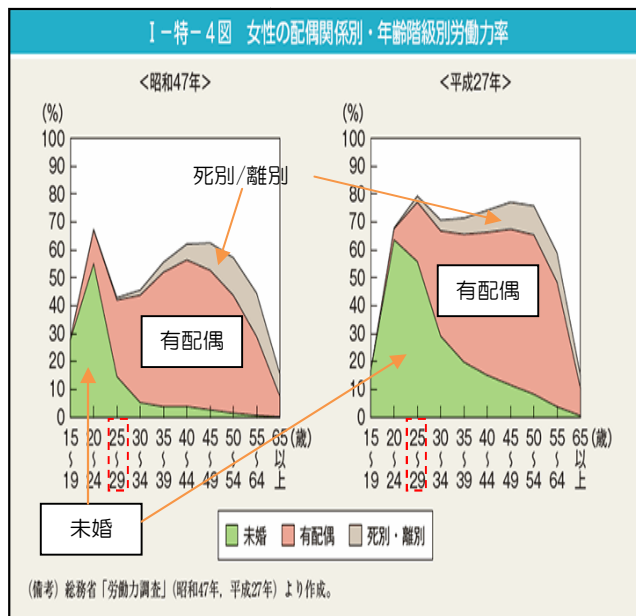
⇒近年、M字型カーブは改善の傾向にある。

神奈川県、日本全国は「国勢調査」(2015年は速報)、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成
「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

② 女性の配偶関係別・年齢階級別労働力率



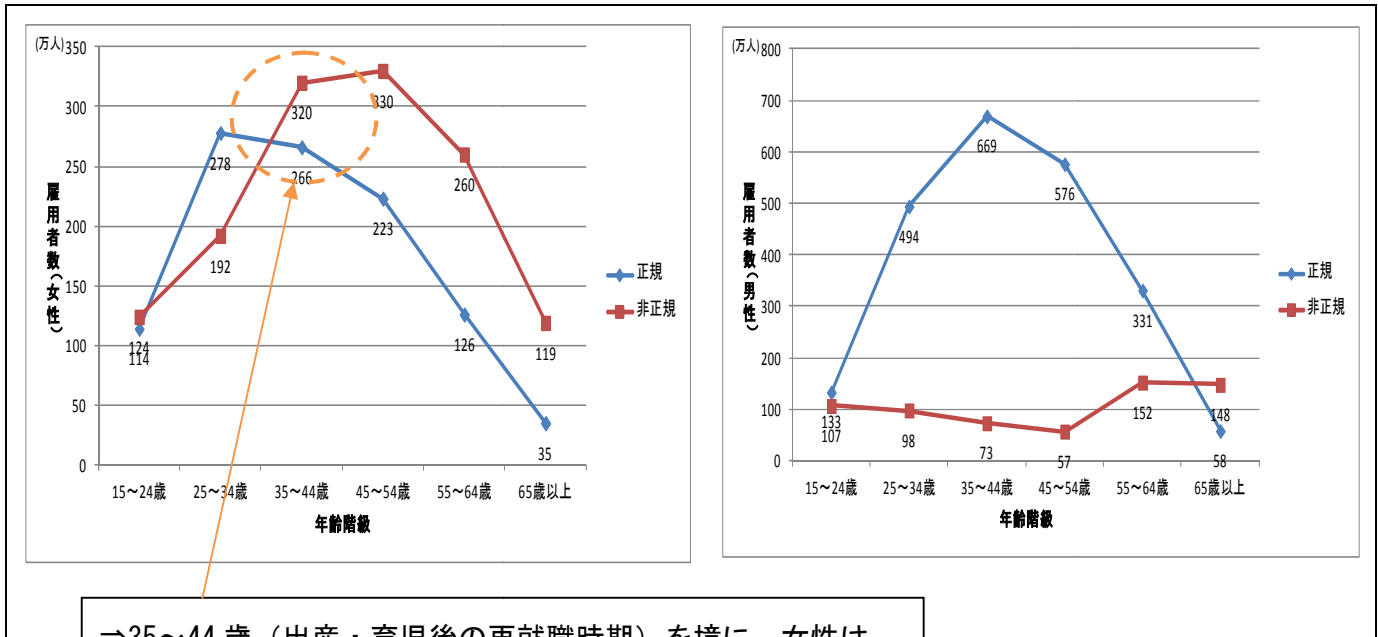
⇒有配偶者の労働力率は、10年前に比べて大きく上昇した



⇒ S47 と H27 を比較すると、25~29歳は S47 は有配偶が未婚を上回っていたが、H27 には未婚が上回った。晩婚化進行の影響が見てとれる
⇒ 30~34歳、35~39歳で未婚者の労働力率が増加し、M字の底が上がった一因になった
(H28年版男女共同参画白書より)

③ 各年齢階級の正規、非正規別雇用者数
(女性)

(男性)

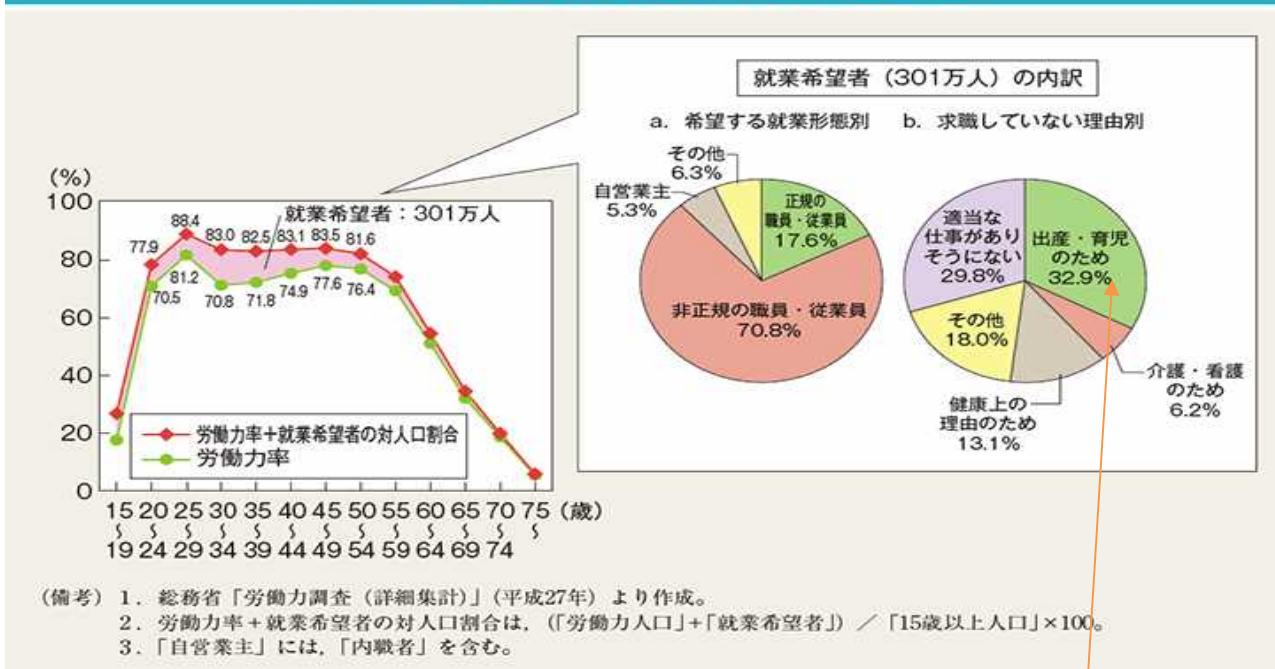


⇒35~44歳（出産・育児後の再就職時期）を境に、女性は正規・非正規の割合が逆転している。

(H27 労働力調査)

④ 出産・育児のため求職していない女性

I-2-7図 女性の就業希望者の内訳 (平成27年)



(H28年版男女共同参画白書)

⇒就業希望だが現在求職していない理由は、「出産・育児のため」が最も多い。

分析事例 2：神奈川県

STEP 1：指標から課題の所在を考察する

合計特殊 出生率	H26 1.31 (40位) (全国 1.42)	未婚率 (女性、25～39歳)	H22 38.2% (40位) (全国 37.7%)
	有配偶出生率 (15～49歳)		H22 74.6/千人 (41位) (全国 79.4/千人)

- 合計特殊出生率は、全国を下回る。未婚率は全国で高い方から 8 番目、有配偶出生率は全国で低い方から 7 番目となっており、結婚・妊娠・出産をとりまく環境に課題があると考えられる。
- また、男性の 25～39 歳未婚率は 52.8% で全国 (49.8%) を上回り、全国で 2 番目に高い。平均初婚年齢 (H26) は男性が 31.8 歳、女性が 30.0 歳でいずれも全国 (男性 31.1 歳、女性 29.4 歳) を上回り全国で 2 番目に高い。全国と比べても、特に、結婚を取り巻く環境に課題があると考えられる。
- 出生順位別合計特殊出生率をみると、第 1 子 0.66、第 2 子 0.48、第 3 子 0.17 となっており、全国 (第 1 子 0.67、第 2 子 0.52、第 3 子以降 0.23) と比べて、第 2 子 (全国で 41 位)、第 3 子以降 (全国で 46 位) で低くなっている。第 2 子、第 3 子以降が生まれにくい状況にあると考えられる。
- 出生順位ごとの母の平均年齢は、晩婚化の影響を受けて、第 1 子 31.5 歳、第 2 子 33.3 歳、第 3 子 34.1 歳となっており、全国 (第 1 子 30.6 歳、第 2 子 32.4 歳、第 3 子 33.4 歳) と比べて高く、いずれも全国で低い方から 46 番目となっている。全国と比べても進んでいる晩婚化が、晩産化につながっており、それが上記の第 2 子、第 3 子以降が生まれにくい状況につながっていると考えられる。
- なお、出生数は減少傾向にあり、平成 22 年から 26 年の 5 年間に 78,077 人から 72,996 人と、5,081 人、6.5% の減少となっている。神奈川県は、現在、若い世代は転入超過傾向にあるにもかかわらず、減少幅は全国の減少幅 (マイナス 6.3%) を上回っている。長期的な出生数の減少は、将来の高齢化率の上昇の要因になるなど、大きな課題であると考えられる。

STEP 2 : 要因を分析する

(1) 結婚への意欲・機会に関する分析

①性比 (H22)

- ・ 30～34 歳の性比（女性人口 100 人当たりの男性人口）は 108.2 で全国の 103.0 を上回り、都道府県別にみて高い方から 4 位である。男性にとっては、同世代の女性が少ない状況にある。

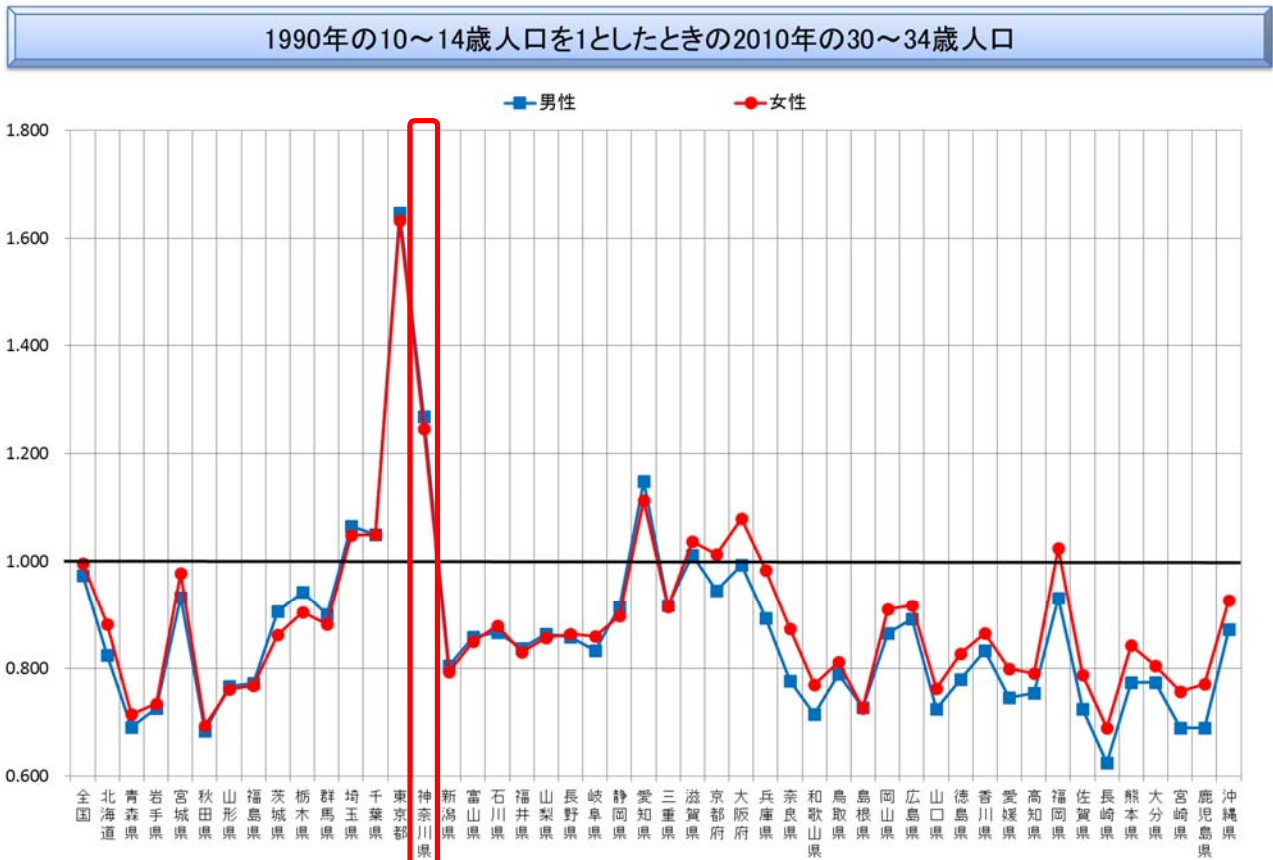
②人口移動

- ・ 1990 年の 10～14 歳人口と 2010 年の 30～34 歳人口の比をみると、男性が 1.269、女性が 1.245 であり（全国では男性が 0.975、女性が 0.996）、男女とも東京都に次いで 2 番目に高い値である。
- ・ 平成 26 年の転入超過数は 12,855 人となっており、東京都、埼玉県に次いで、15～29 歳の若い世代を中心に、全国から転入超過が生じている。ただし、東京都に対しては転出超過となっている。



神奈川県では、若い世代において男性の比率が高い状況にある。また、進学や就職の時期に全国から若い世代が大量に流入している。

図3-2-1 1990年の10~14歳人口を1としたときの2010年の30~34歳人口



資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 「国勢調査」(平成2年)については既知の男女別・国籍別・年齢別人口の分布に応じて年齢・国籍不詳人口を按分し、「国勢調査」(平成22年)については総務省統計局が年齢・国籍不詳を按分した値 (<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/9.htm>) を用いた。

(2) 経済的状況・生活基盤に関する分析

③就業者・完全失業者の割合 (H22)

(就業者の状況)

- ・ 30～34歳の未婚者のうち就業者の割合は、男性が85.4%、女性が84.7%で、全国（男性83.5%、女性83.9%）と比べると、男女ともに全国と同程度の水準である。
- ・ 30～34歳の有配偶者のうち就業者の割合は、男性が98.1%、女性が47.7%で、全国（男性97.5%、女性53.1%）と比べると、男性は全国と同程度の水準であるが、女性は全国よりかなり低くなっている。

(完全失業者の状況)

- ・ 30～34歳の未婚者のうち完全失業者の割合は、男性が10.4%、女性が7.7%となっており、全国（男性11.9%、女性8.1%）と比べると、男女ともに低くなっている。
- ・ また、有配偶者の完全失業者の割合は、男性が1.4%、女性が1.8%となっており、全国（男性1.9%、女性1.9%）と比べると、男女ともに低くなっている。



神奈川県では、男女ともに、未婚者の就業者の割合や完全失業者の割合は、全国とそれほど大きな違いはみられない。

他方、有配偶者では、女性の就業者の割合がかなり低く、結婚後に専業主婦になるケースが多いことが示唆される。

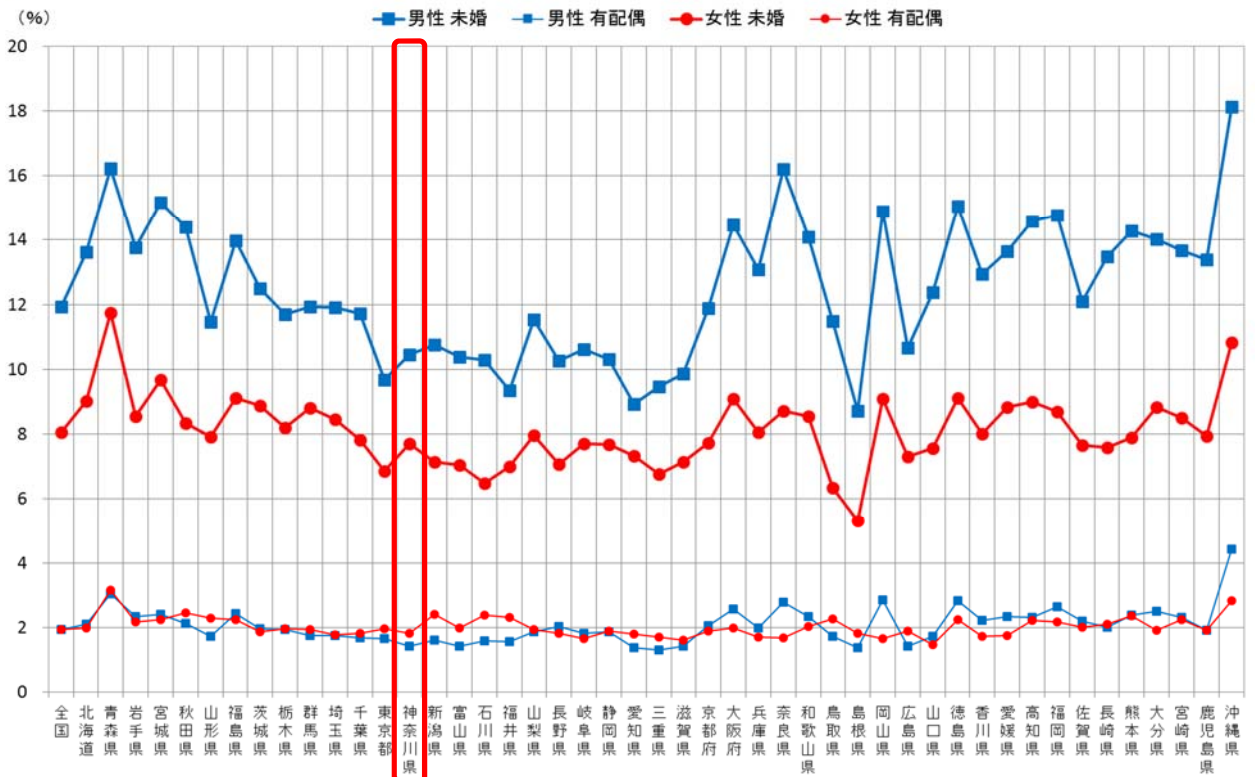
未婚者、有配偶者ともに完全失業者の割合は全国より低く、相対的に希望した場合には仕事をしやすい状況が考えられるが、結婚や出産に際して、女性が就業を継続することが難しい状況にある可能性が考えられる。

なお、

・ 未婚者における完全失業者の割合が有配偶者に比べて高いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図 3-2-2 都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合 (30~34 歳)

都道府県別・男女別・配偶関係別 完全失業者の割合 (30~34 歳)



資料出所:総務省統計局「国勢調査」(平成22年)

※1 完全失業者の割合とは人口に占める完全失業者の割合であり、労働力状態不詳や年齢・国籍不詳は除いて算出した。

④パート・アルバイト等の割合

(パート・アルバイトの割合 (男性、H24))

- ・ 25～39歳の男性について、雇用者に占めるパート・アルバイトの割合(H24)は6.7%となっており、全国(6.7%)と同程度の水準であり、全国で34位となっている。

(派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合 (H22))

- ・ さらに、30～34歳の未婚の就業者について、労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他を合わせた割合をみると、男性が18.2%、女性が35.0%となっており、全国(男性17.8%、女性33.2%)と同程度の水準となっている。
- ・ 30～34歳の有配偶の就業者について、同じ割合をみると、男性が3.9%、女性が44.8%となっており、全国(男性4.4%、女性47.0%)と比べると、男女ともに低い。



神奈川県では、不安定就労の割合は、全国とそれほど大きな違いはみられないが、男性の場合、不安定就労が結婚への意欲や機会にも影響している可能性が考えられる。

女性の場合、そもそも男性に比べて相対的に不安定就労の割合が高いが、有配偶の方がその割合が高いことは、結婚や出産によって正規の職員・従業員から外れる傾向を反映している可能性が考えられる。

なお、

- ・ 未婚者における不安定就労の割合が有配偶者に比べて高いこと
 - ・ 女性における不安定就労の割合が男性に比べて高いこと
- は全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

⑤所得（H24）

（所得 200 万円未満の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者の所得分布をみると、所得 200 万円未満の割合は、男性が 26.9%、女性が 34.5%となっており、いずれも全国（男性 29.7%、女性 41.4%）より低い割合となっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者の所得分布をみると、所得が 200 万円未満の割合は、男性が 5.3%、女性が 74.1%となっており、全国（男性 7.6%、女性 75.6%）と比べて、男性は全国より低い割合となっている。

（所得 500 万円以上の割合）

- ・ 30～39 歳の未婚者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 12.3%、女性が 10.5%となっており、全国（男性 10.1%、女性 4.8%）と比べると、男女とも高くなっており、特に女性においては相当程度高くなっている。
- ・ 30～39 歳の有配偶者で所得 500 万円以上の割合は、男性が 42.7%、女性が 3.0%となっており、全国（男性 26.2%、女性 2.3%）に比べて、男女とも高くなっており、特に男性においては相当程度高くなっている。



神奈川県では、未婚男女及び有配偶男性の所得水準が全国と比べてかなり高くなっている。前述のように、女性が結婚や出産を機に離職し専業主婦となる可能性が高いことと合わせて考えれば、女性にとって結婚や出産を機に離職した場合に得られなくなる（失う）所得が高くなっている可能性が考えられる。

また、未婚男性の所得は、全国よりは高いものの、有配偶男性と比べて低くなっており、未婚率に影響しているのではないかと考えられる。特に、女性が結婚や出産を機に離職するケースが多い状況を考えると、所得が高くないと結婚しにくい状況になっている可能性が考えられる。

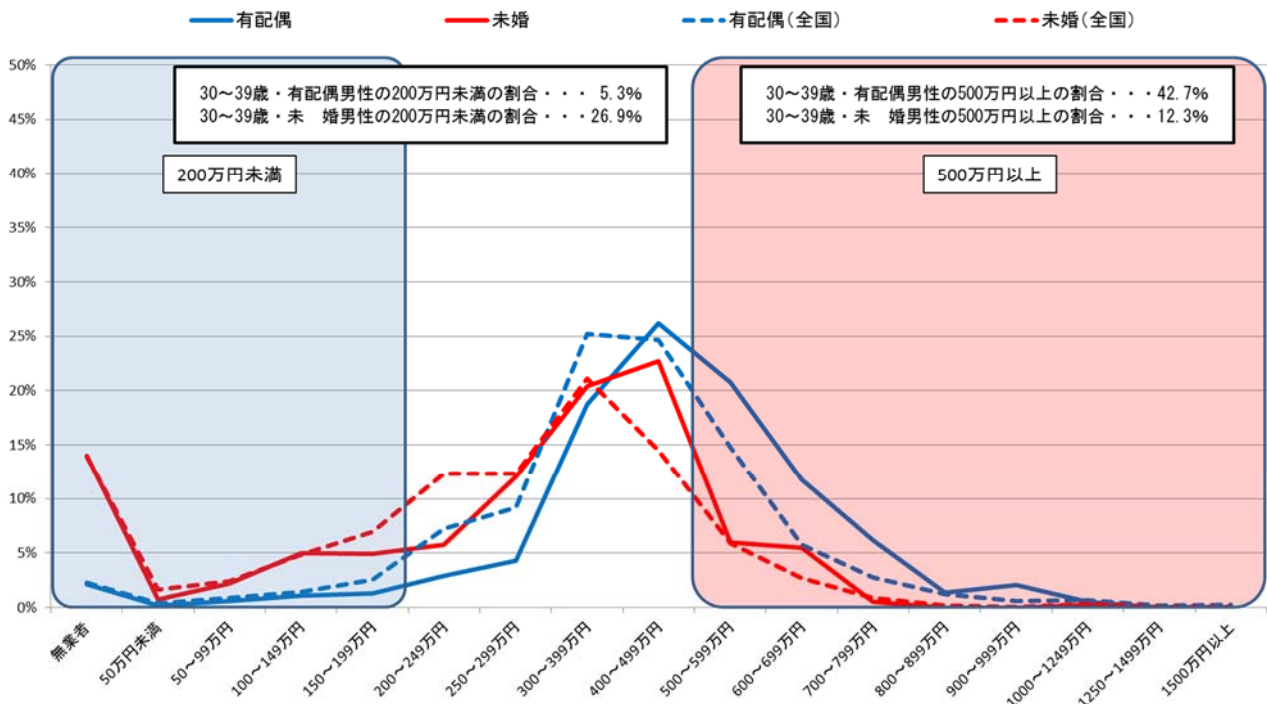
なお、

- ・ 未婚男性の所得が有配偶男性に比べて低いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図 3 - 2 - 3 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況 (30~39 歳)

都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況 (30~39 歳)

神奈川県男



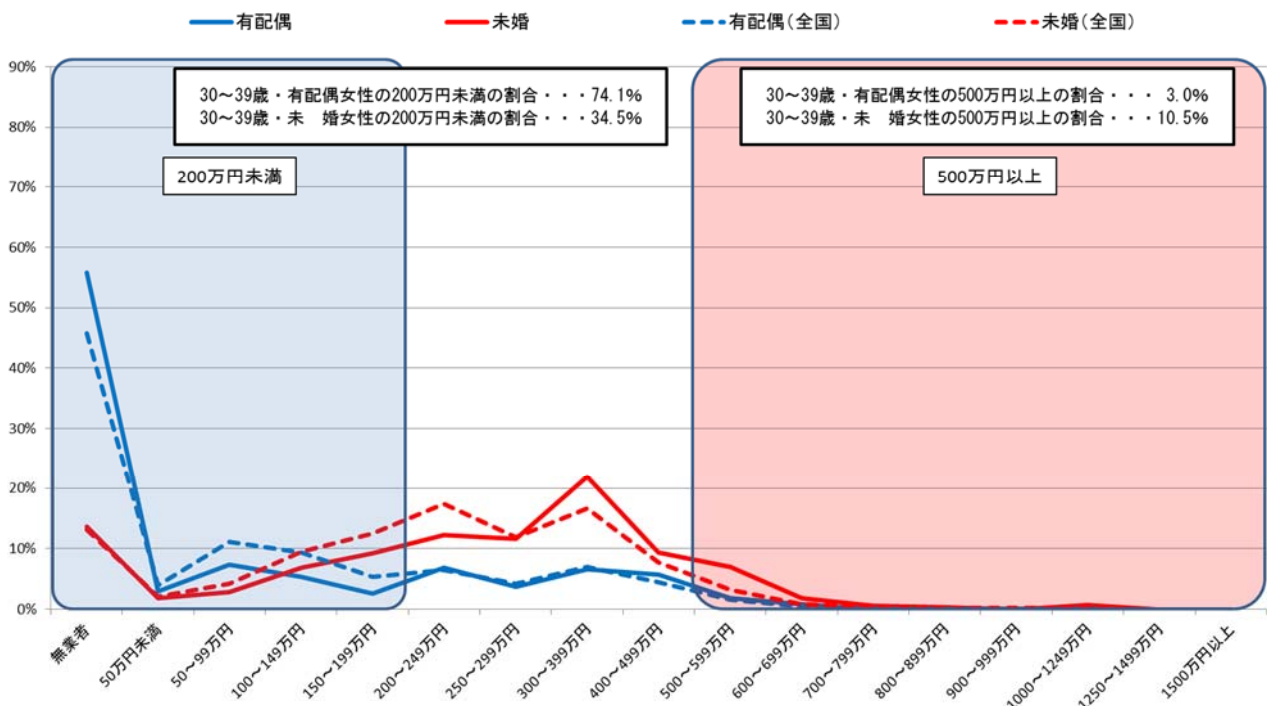
資料出所: 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 24 年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

④ 都道府県別・男女別・配偶関係別 所得額階級別分布状況 (30~39 歳)

神奈川県女



資料出所: 総務省統計局「就業構造基本調査」(平成 24 年)

※1 有業者については、所得の把握が不明な者を、所得が把握できた者の所得額階級別の分布に応じて按分した。

※2 有配偶は、総数から未婚を除いて算出した。

(3) 仕事と家庭の両立の困難さに関する分析

⑥週 60 時間以上働く雇用者の割合 (H24)

- ・ 週 60 時間以上働く雇用者の割合は 10.3%となっており、全国 (9.6%) より高く、全国で 4 番目に高い水準となっている。

⑦ 1 日当たりの通勤等の時間 (H23)

- ・ 1 日当たりの通勤等の時間 (平日における通勤者でみた時間) は 104 分となっており、全国 (75 分) よりかなり長く、全国で最も長くなっている。

⑧女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差 (H24)

- ・ 25~44 歳の女性について、女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差をみると、マイナス 23.8%となっており、全国 (マイナス 17.6%) より大きく、全国で最も大きくなっている。



神奈川県では、週 60 時間以上働く雇用者の割合は全国で 4 番目に多く、1 日当たりの通勤時間は全国 1 位と長くなっている。長時間労働・長い通勤時間が、結婚・出産に伴う女性の就業継続を困難にし、男性が高所得でないと結婚・出産が難しい状況となっている可能性が考えられる。

⑨夫妻の家事・育児時間（H23）

- ・ 6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯で、夫妻ともに働いている場合、平日の家事時間は夫が17分/日、妻が202分/日となっており、全国（夫11分/日、妻180分/日）と比べると、夫と妻のいずれも家事時間は全国より長い。ただし、夫の家事時間は、妻の家事時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の育児時間については、夫が14分/日、妻が190分/日となっており、全国（夫28分/日、妻153分/日）と比べると、夫の育児時間は短いのに対し妻の育児時間は長くなっている。また、夫の育児時間は、妻の育児時間に比べて極めて短い状況にある。
- ・ 平日の通勤時間と就業時間の合計については、夫が729分/日、妻が260分/日となっている。これに家事時間と育児時間を加えると、夫が760分/日、妻が652分/日となっている。平日は、夫は仕事と通勤にかなり長い時間を使い家事・育児の時間が短く、妻が働き方を調整することで家事・育児を担う形となっている。



神奈川県では、夫の仕事と通勤時間が極めて長く、家事・育児の時間が短い。夫婦共働きであっても、妻が就業時間を調整して家事・育児を担っている状況と考えられる。このことは、子育て中の女性にとって仕事と家庭の両立が容易でないことを示唆しており、そうした状況が、結婚や子供をもつことを躊躇させる要因になっている可能性が考えられる。

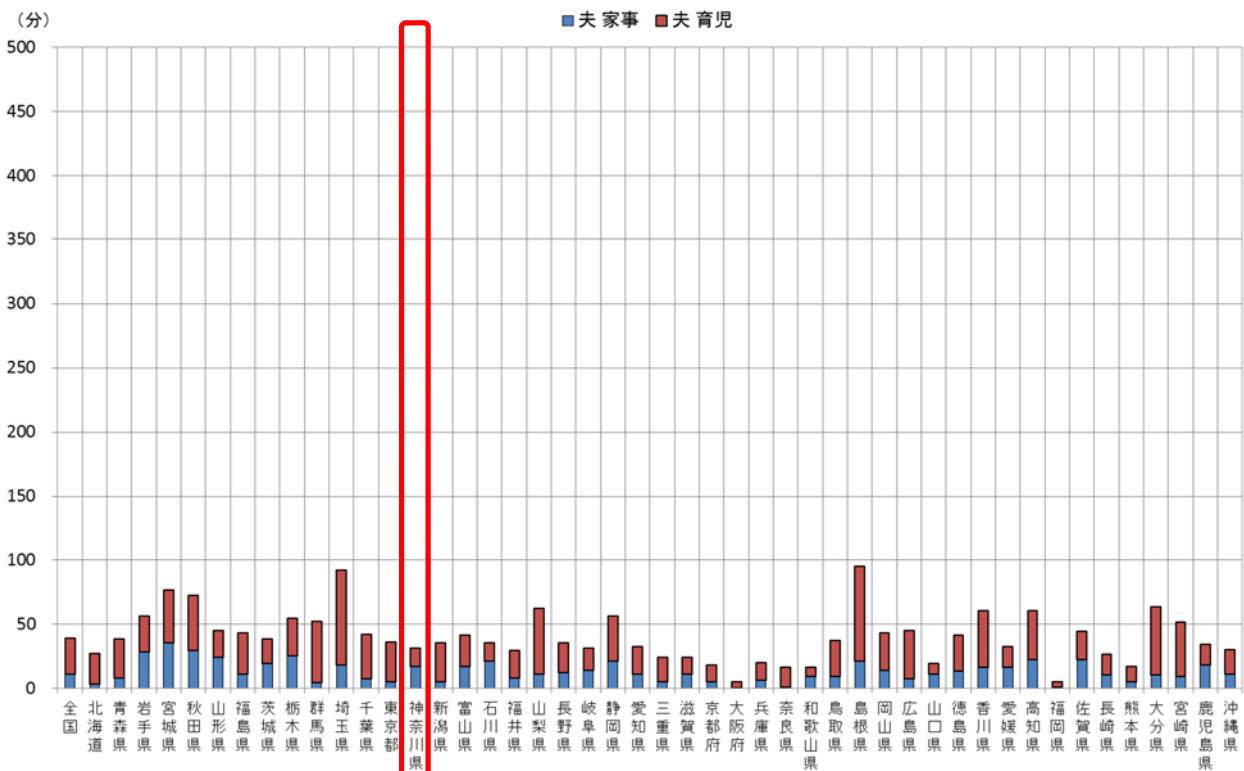
特に、男性も女性もワーク・ライフ・バランスがとりにくい働き方に大きな課題があると考えられる。

なお、

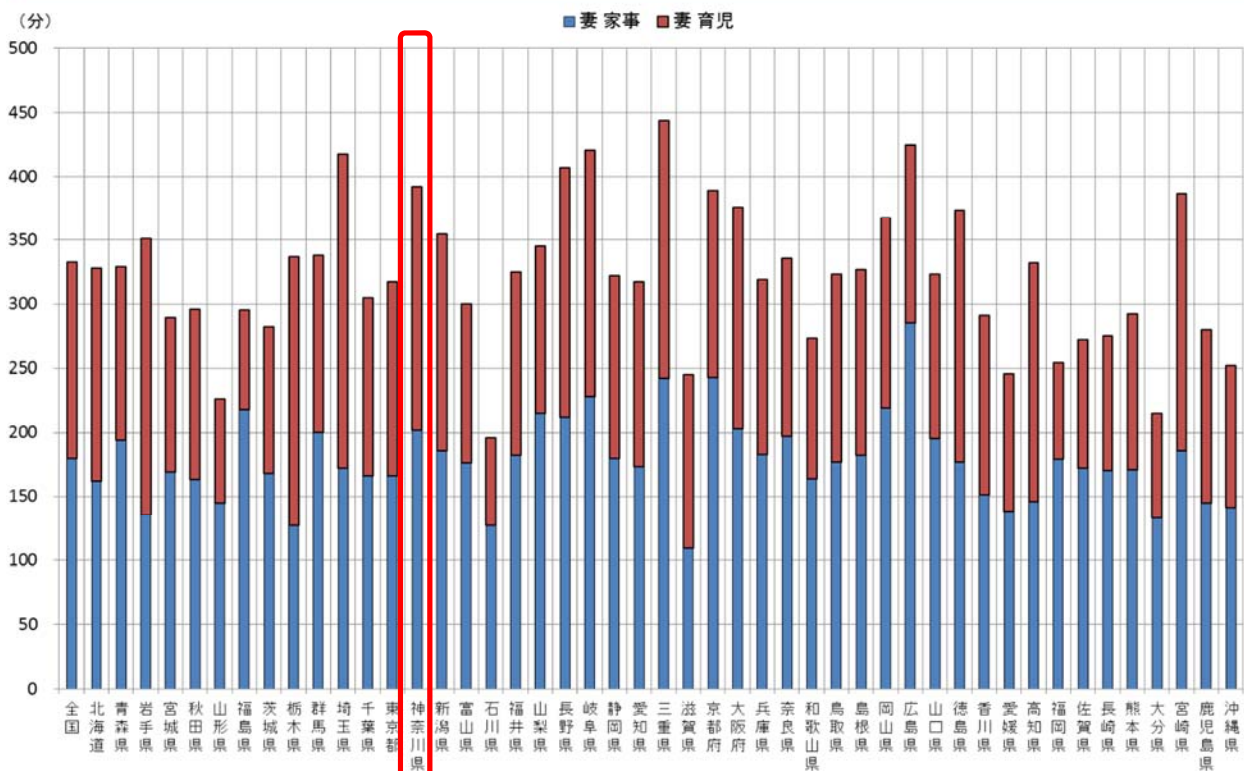
・ 夫の家事・育児時間が妻に比べて極めて短いことは全国共通の傾向であり、そのことへの対応は国全体の課題でもある。

図 3 - 2 - 4 都道府県別・平日の家事時間・育児時間（6歳未満の子供がいる夫婦と子供の世帯）

都道府県別・平日の家事時間・育児時間（夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である夫）



都道府県別・平日の家事時間・育児時間（夫婦と子供の世帯で6歳未満の子供がおり、夫婦ともに有業である妻）



⑩保育所（H26）

- ・ 0～5歳人口に対する保育所定員数の比は26.0%であり、全国の37.3%を下回る（全国46位）。また、保育所定員数117,745人に対し、入所者数は117,924人となっており、待機児童数は1,079人となっている。



神奈川県では、0～5歳人口に対する保育所定員数の比は低く、有配偶女性の就業割合が低いこと（結婚した場合に専業主婦になるケースが多いこと）と表裏の関係にあると考えられる。

今後、中低所得の男女が共働きで仕事と家庭生活を両立させていくことを支援する必要性を考えれば、保育サービスの拡充が大きな課題となる可能性が考えられる。

(4) 育児負担に関する分析

⑪出生数に占める第3子以降の割合 (H26)

- ・ 出生数に占める第3子以降の割合は13.2%で全国の16.6%より低くなっており、全国では東京に次いで低くなっている。3人以上の子をもつことを困難にしている状況が存在する可能性がある。

⑫世帯構造 (H22)

- ・ 全世帯でみた三世代同居率は3.7%と、全国(7.1%)を大幅に下回っており、全国で4番目に低い値となっている。
- ・ さらに、18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち三世代世帯の割合は9.4%と、全国(18.7%)を大幅に下回っており、東京都に次いで2番目に低い値となっている。
- ・ 18歳未満世帯員のいる一般世帯のうち母子世帯と父子世帯を合わせた割合は5.3%と、全国(6.5%)に比べて低くなっている。

⑬医師数 (H22)

- ・ 25~39歳女性人口千人当たりの産婦人科と産科の医師数(複数従事する診療科も含む)は0.76人となっており、全国の0.88人を下回っている。また、0~4歳人口千人当たりの小児科医師数(複数従事する診療科も含む)は4.46人であり、全国の5.72人を下回っている。

⑭ボランティア活動 (H23)

- ・ 子供を対象としたボランティア活動の行動者率をみると、全体では7.8%と、全国(8.2%)より低く、全国で34位となっている。65歳以上では3.1%と、全国(3.6%)より低く、全国で33位となっている。



神奈川県では、出生数に占める第3子以降の割合が低く、三世代同居率も低い。地方からの転入者が多く、同居に伴う祖父母世代の子育てのサポートを受けにくい状況がうかがえ、3人以上の子をもつことの困難さが大きい可能性がある。若年女性数に対する産婦人科、子供数に対する小児科の医師数は比較的少ない。また、母子世帯や父子世帯の割合は全国より低いとはいえ、支援の必要性にも留意が必要と考えられる。

STEP 3 : 課題に応じた対応策を検討する

※ 「対応する〇〇〇の取組」について、この手引では、現時点において、各県市の取組事例や総合戦略に記載されているもののなかから抜粋している。実際には、STEP 2の分析結果を踏まえ、具体的施策を関係者間で検討する必要がある。

【課題 1】結婚や出産後の女性の継続就労が困難な環境が見受けられ、共働きの女性の負担が多いことから、長時間労働、長い通勤時間への対応が重要。

<対応する神奈川県取組>

- ア. 多様な働き方ができる環境づくり
 - ・男性が育児参加できる環境づくり
 - ・子ども・子育てを支援する企業の認証
 - ・在宅勤務、サテライトオフィス、テレワークなど多様な働き方ができる環境づくり

【課題 2】不安定な就労等により結婚を躊躇している状況が想定されるため、就業支援や働き方に関する支援等が重要。

<対応する神奈川県取組>

- ア. 若い世代の経済的基盤の安定、社会的自立に向けた支援
 - ・ライフキャリア教育の促進
 - ・若者の就業支援
- イ. 多様な働き方ができる環境づくり
 - ・在宅勤務、サテライトオフィス、テレワークなど多様な働き方ができる環境づくり

【課題 3】地方から若い時期に転入している者が多く、親族の支援を受けにくい状況が想定されることから、身近なところで結婚・妊娠・出産・子育ての一貫した支援が重要。

<対応する神奈川県取組>

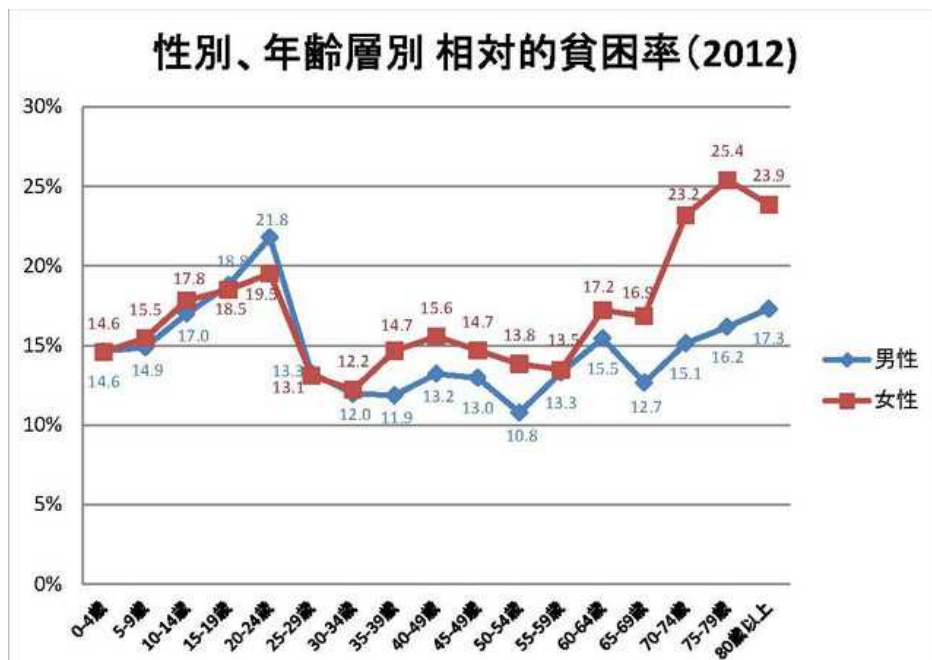
- ア. 結婚の希望をかなえる環境づくり
 - ・結婚に向けた機運を醸成
- イ. 妊娠・出産を支える社会環境の整備
 - ・妊娠期から出産まで一貫した切れ目ない支援や妊娠・出産を支える医療現場のスタッフへの支援、不妊治療などの妊娠・出産に対する支援、小児救急体制の整備

ウ. 子育てを応援する社会の実現

- ・ 社会全体で多様な子育てを応援する環境づくり
- ・ 保育環境の整備
- ・ 多子世帯の支援
- ・ 多世代近居の推進

国民生活基礎調査に基づく相対的貧困率の状況

① 年齢から見る女性の貧困

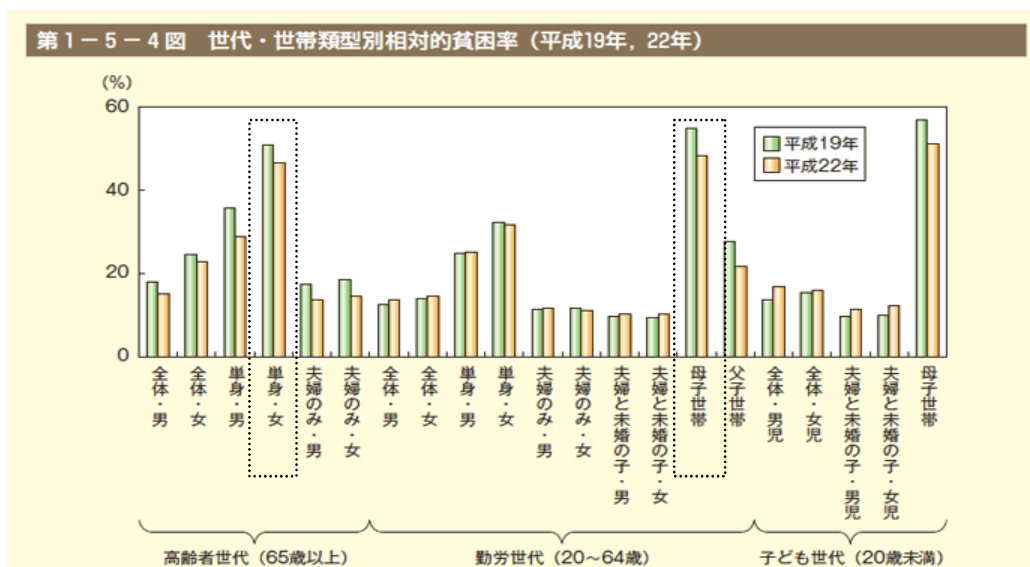


<分析>

男女とも相対的貧困率（※相対的貧困率…所得の中央値の半分を下回っている人の割合で、その国の所得格差を表す）は高齢期に上昇するが、総じて女性は男性より高く、特に高齢期にその格差が拡大している。

② 世代・世帯から見る女性の貧困

※棒グラフの左が H19、右が H22



- (備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年, 22年)を基に, 男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。
 2. 相対的貧困率は, 可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。
 3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年, 平成22年調査の調査対象年は平成21年。

【平成24年版男女共同参画白書】

<分析>

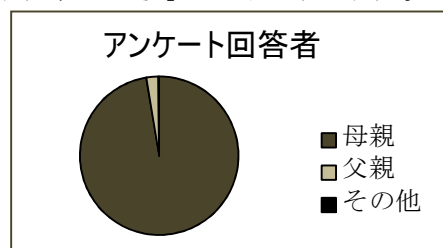
高齢単身女性世帯や母子世帯の貧困率が高い状況がうかがえる。

「神奈川県ひとり親家庭アンケート」結果（速報）

■アンケート回答者

アンケート回答者は、「母親」が634人（97.4%）、「父親」が16人（2.5%）。

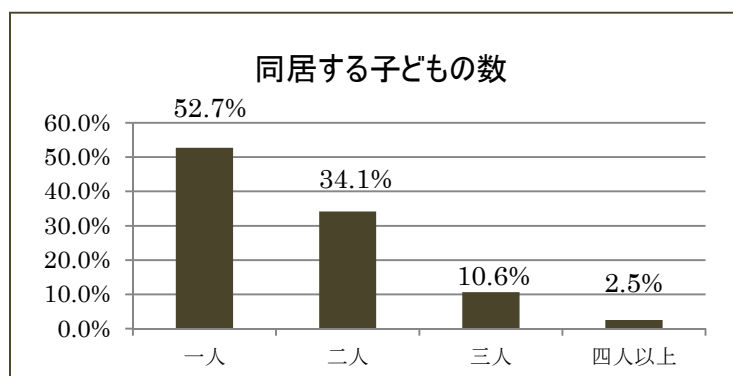
	母親	父親	その他	計
人数	634	16	1	651
割合	97.4%	2.5%	0.2%	100.0%



■家族構成

世帯の子どもの人数は、「一人」が最も多く312人（52.7%）で、「四人以上」は15人（2.5%）。

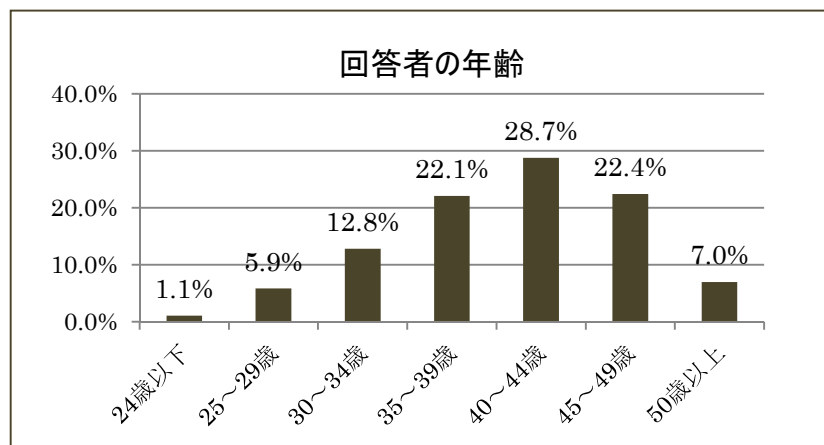
	一人	二人	三人	四人以上	計
人数	312	202	63	15	592
割合	52.7%	34.1%	10.6%	2.5%	100.0%



■年齢

回答者の年齢は、「40～44歳」が最も多く186人（28.7%）で、次いで「45～49歳」が145人（22.4%）、「35～39歳」が143人（22.1%）。29歳以下は合わせて45人（7.0%）。

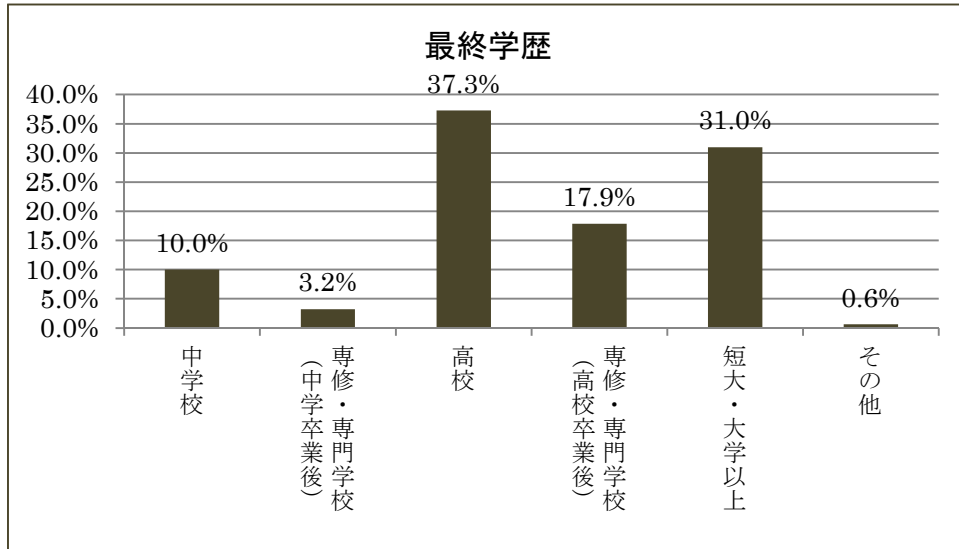
	24歳以下	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	計
人数	7	38	83	143	186	145	45	647
割合	1.1%	5.9%	12.8%	22.1%	28.7%	22.4%	7.0%	100.0%



■最終学歴

回答者の最終学歴は、「高校卒業」が242人（37.3%）で最も多く、次いで「短大・大学以上」が201人（31.0%）、「専修・専門学校（高校卒業後）」が116人（17.9%）。

	中学校	専修・専門学校 (中学卒業後)	高校	専修・専門学校 (高校卒業後)	短大・大学以上	その他	計
人数	65	21	242	116	201	4	649
割合	10.0%	3.2%	37.3%	17.9%	31.0%	0.6%	100.0%

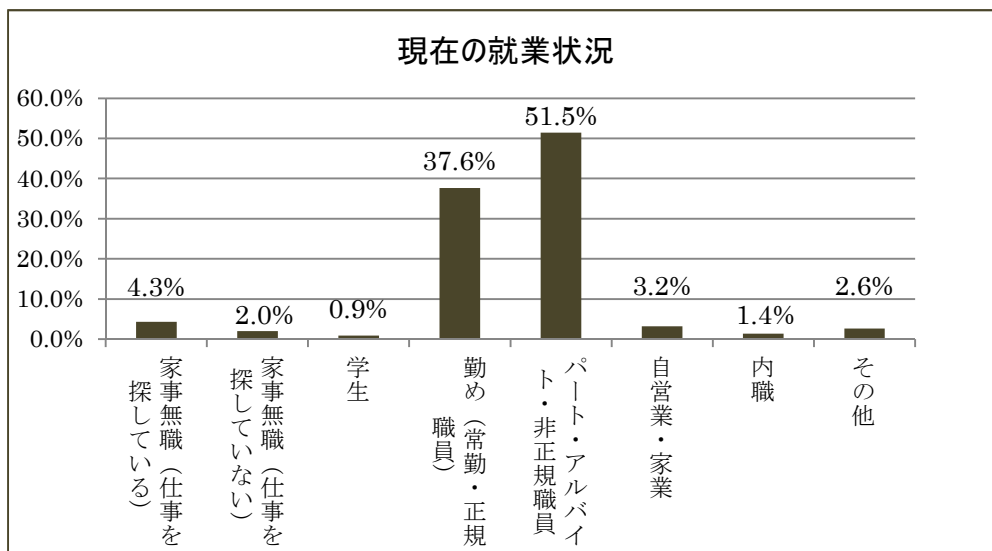


■現在の就業状況

「パート・アルバイト・非正規職員」が335人（全回答者（651人）の51.5%）で最も多く、次いで「常勤・正規職員」が245人（同37.6%）。「家事・無職」は41人（同6.3%）で、大半の人が何らかの仕事をしています。

（一部、複数回答あり）

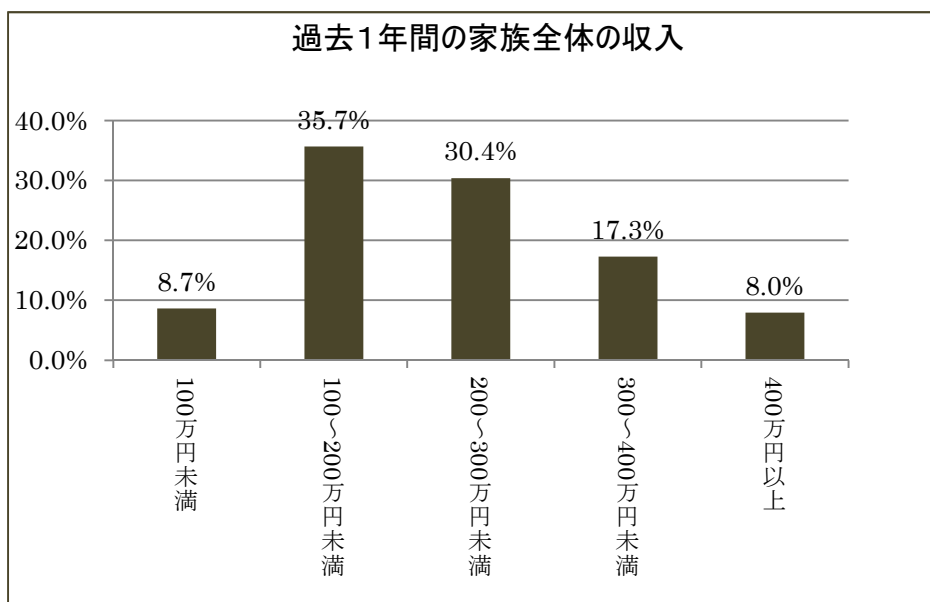
	家事無職(仕事を 探している)	家事無職(仕事を 探していない)	学生	勤め (常勤・正規職員)	パート・アルバイ ト・非正規職員	自営業・家業	内職	その他
人数	28	13	6	245	335	21	9	17
割合	4.3%	2.0%	0.9%	37.6%	51.5%	3.2%	1.4%	2.6%



■過去1年間の家族全体の収入

「100～200万円未満」が202人（35.7%）で最も多く、次いで「200～300万円未満」が172人（30.4%）で、300万円未満が7割を超えている。

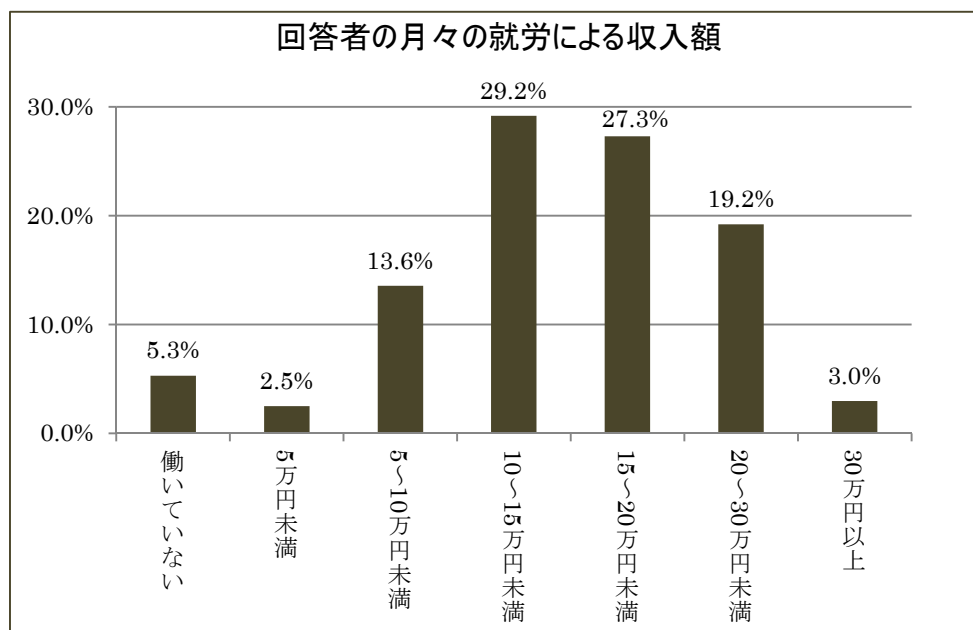
	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	計
人数	49	202	172	98	45	566
割合	8.7%	35.7%	30.4%	17.3%	8.0%	100.0%



■回答者の月々の就労による収入

回答者の就労による収入は、月額で「10～15万円未満」が187人（29.2%）で最も多く、次いで「15～20万円未満」が175人（27.3%）で、10万円台が5割を超えている。

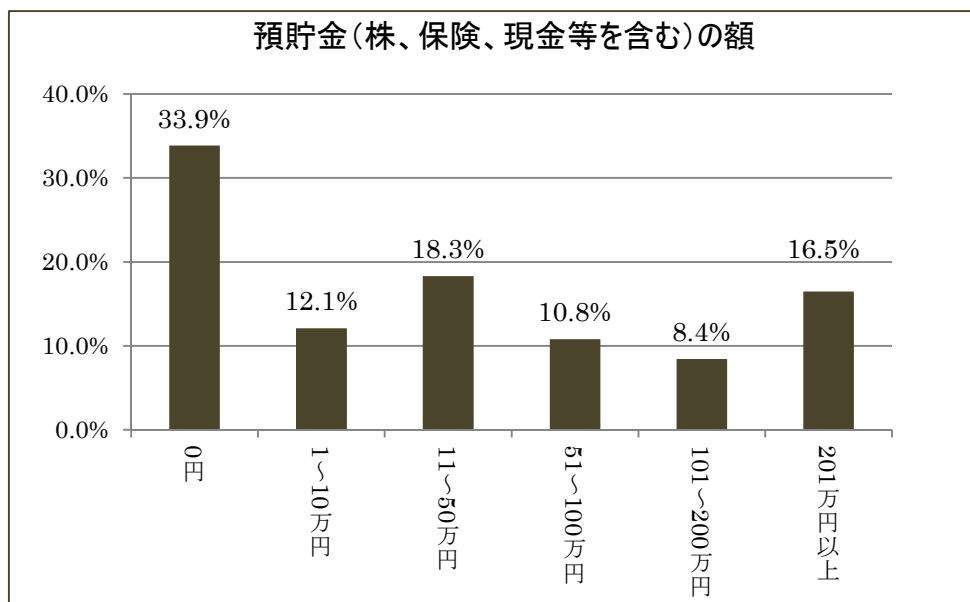
	働いていない	5万円未満	5～10万円未満	10～15万円未満	15～20万円未満	20～30万円未満	30万円以上	計
人数	34	16	87	187	175	123	19	641
割合	5.3%	2.5%	13.6%	29.2%	27.3%	19.2%	3.0%	100.0%



■ 預貯金（株、保険、現金等を含む）の額

株や保険、現金等を含む預貯金の額は、「0円」が最も多く185人（33.9%）。0円を含む100万円以下の人が合わせて約75%を占めている。

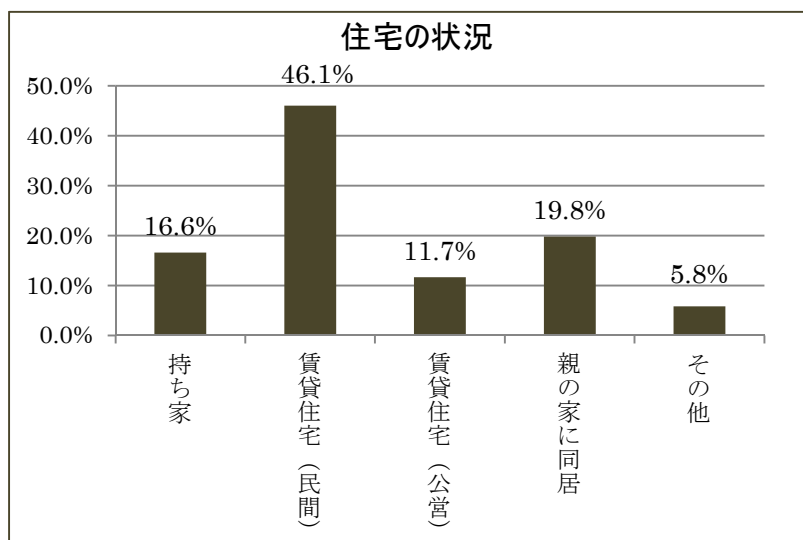
	0円	1～10万円	11～50万円	51～100万円	101～200万円	201万円以上	計
人数	185	66	100	59	46	90	546
割合	33.9%	12.1%	18.3%	10.8%	8.4%	16.5%	100.0%



■ 住宅の状況

住宅の状況は、「賃貸住宅（民間）」が最も多く300人（46.1%）で、次いで、「親の家に同居」が129人（19.8%）。

	持ち家	賃貸住宅（民間）	賃貸住宅（公営）	親の家に同居	その他	計
人数	108	300	76	129	38	651
割合	16.6%	46.1%	11.7%	19.8%	5.8%	100.0%

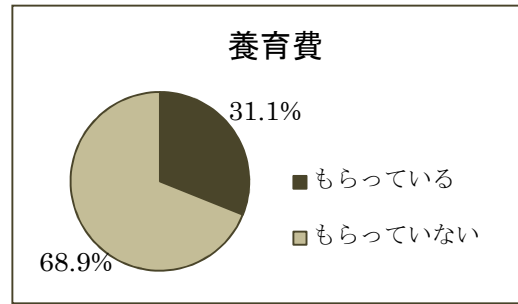


■ 養育費

養育費を「もらっている」は200人（31.1%）、「もらっていない」は443人（68.9%）。

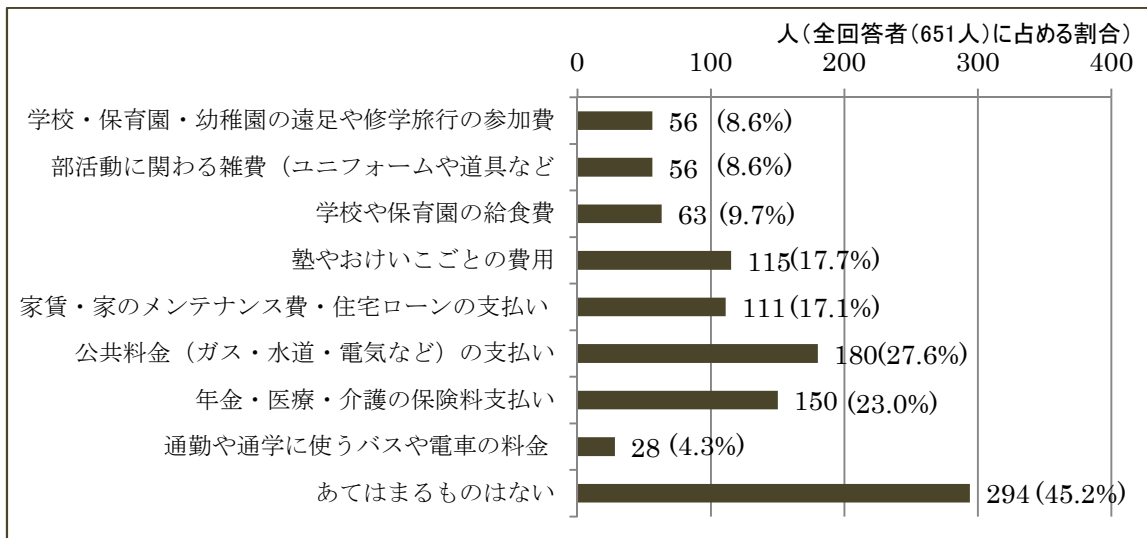
	もらっている	もらっていない	計
人数	200	443	643
割合	31.1%	68.9%	100.0%

※養育費：子どもの養育のための費用。ここでは、離婚後、子どもを養育している親に対して、他方の親が支払っているかを聞いた。



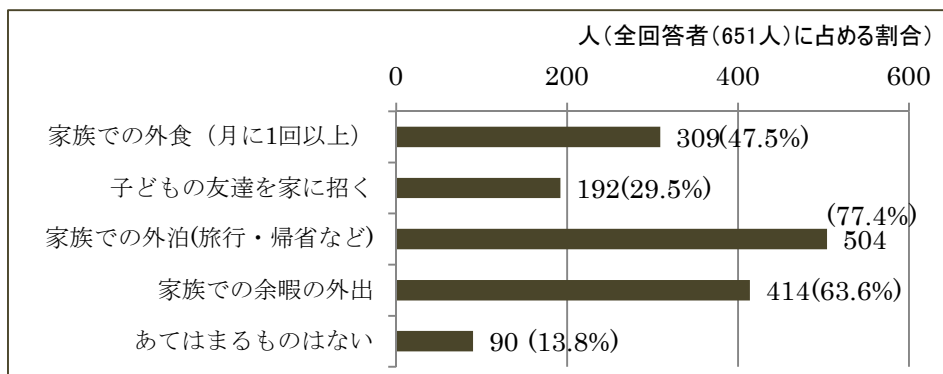
■ 過去1年間に経済的理由のために支払いができなかったことや滞ったこと

経済的な理由により、過去1年間に支払いができなかったことや、支払いが滞ったことがあったかという問いに対して、「公共料金（ガス・水道・電気など）の支払い」ができなかった、または滞ったという人が180人（全回答者（651人）の27.6%）。次いで、「年金・医療・介護の保険料支払い」が150人（同23.0%）。



■ 過去1年間に経済的理由のためにできなかったことや見合わせたこと

経済的な理由により、過去1年間に、したいと思ってもできなかったことや、見合わせたことがあったかという問いに対して、「家族での外泊（旅行・帰省など）」ができなかった、または見合わせた人が504人（全回答者（651人）の77.4%）。次いで、「家族での余暇の外出」が414人（同63.6%）。

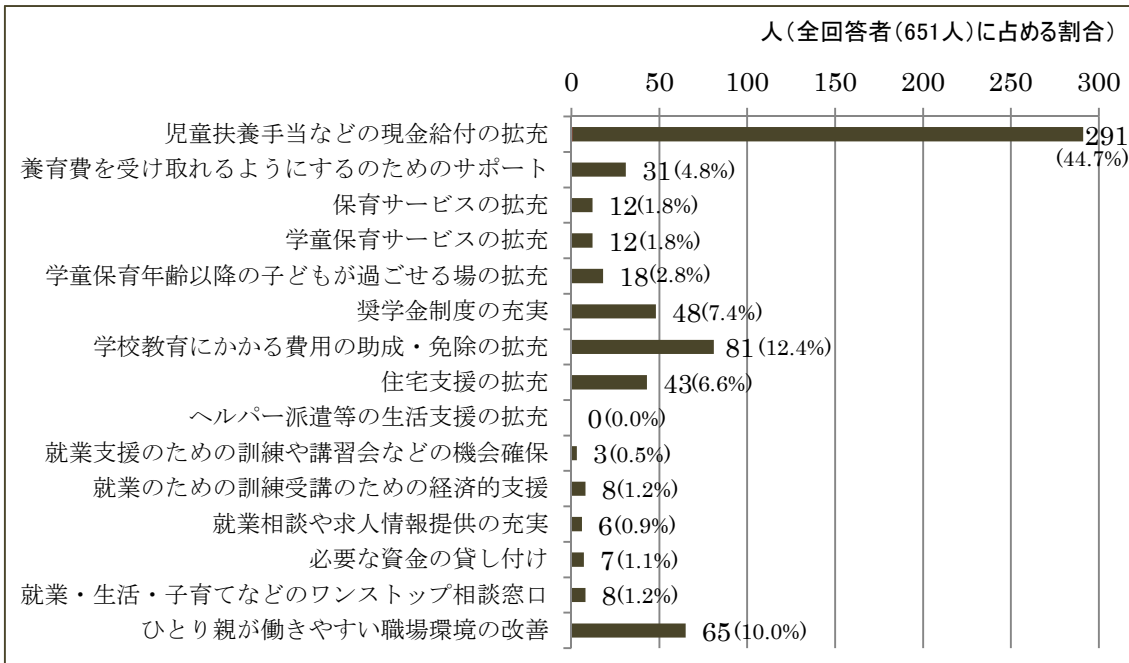


■ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度

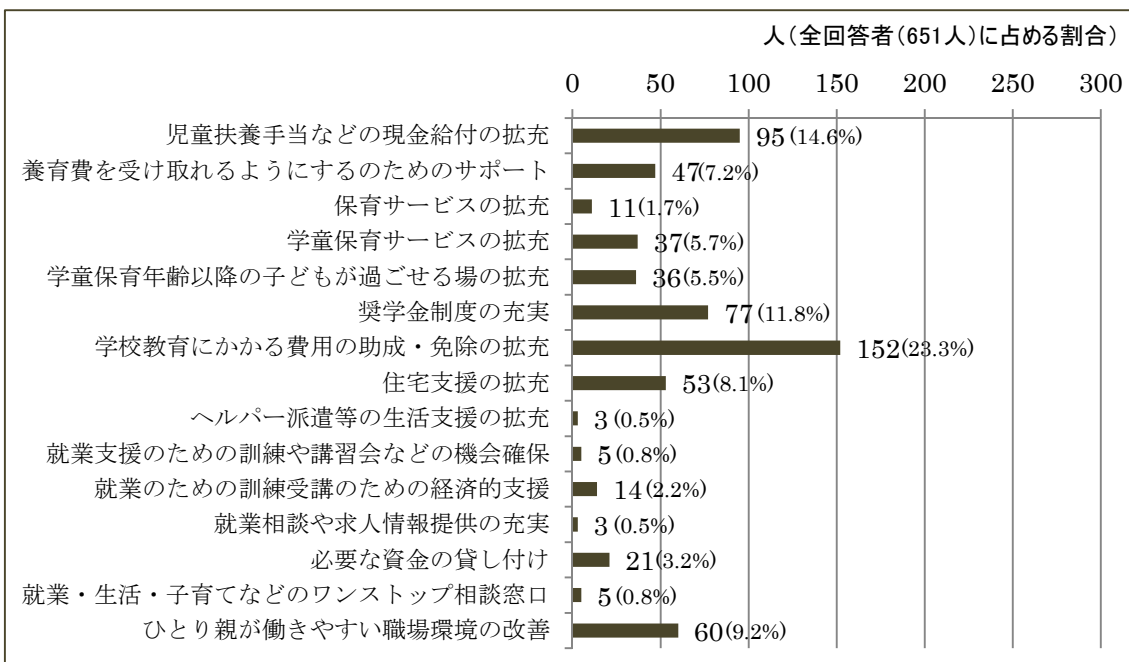
ひとり親家庭支援のために、これから拡充すべき（必要）と思う制度を、優先順位の高い順に3つまで聞いたところ、優先順位1位に挙げた人が最も多かったのは「児童扶養手当などの現金給付の拡充」で291人（全回答者（651人）の44.7%）。

第1位から3位のいずれかに挙げた人の合計でも、「児童扶養手当などの現金給付の拡充」が最も多く、448人（同68.8%）。次に多かったのは、「学校教育にかかる費用の助成・免除の拡充」で333人（同51.2%）、三番目に多かったのは、「ひとり親が働きやすい職場環境の改善」で225人（同34.6%）。

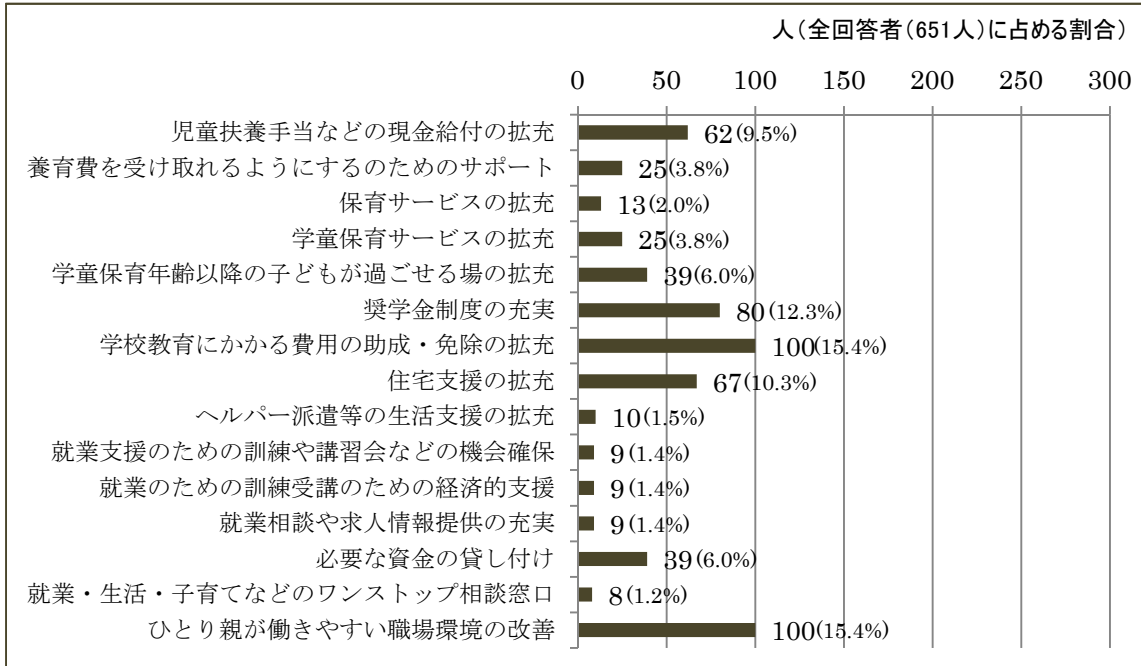
【優先順位1位】



【優先順位2位】



【優先順位3位】



■自由意見

自由意見欄に記入した人は383人で、全回答者（651人）の58.8%。主な意見は次のとおり。

1 教育について

(1) 進学・修学費用や通塾にかかる費用や学習支援

- 大学まで行かせてあげることではできなさそうで、子どもの就職にも響くのではと、貧困の連鎖がとても不安に思っています。
- 一般家庭と塾などの教育環境の格差が広がっている気がします。親の所得の低さで子どもの将来の進路が制限されないような支援を望みます。
- 学童内で例えば英会話や習い事がうけさせられるとすごく良いと思います。また、自習時間も指導していただける家庭教師や学生さんなどが来てくれると、有難いです。

(2) 学校給食

- 中学校の全校給食を是非実施してほしいです。毎日仕事の中、まともなお弁当を作れるとは思えないので、自然にコンビニのお弁当になると思います。

2 生活について

(1) 子育てにおける精神的支援と子と過ごす時間の確保

- 本当につらく、生活苦です。体も心もギリギリのところ生きています。助けてくれる人もいません。シングルマザーですので1人でなんでもやらなくてはけません。限界も近いと思っています。
- 毎日遅くなり、子どもとはご飯食べてお風呂に入って寝るという、流れ作業のように、ゆっくり子どもと過ごす時間もなく、いつまでこんな生活を続けていけるのか。不安です。

(2) 保育園や病児保育

- 保育園の時も、未婚で出産し仕事ができず、保育園の空きがなかったときも本当に生活に困りました。
- 働かない訳にはいかないのに子どもが病気になった時に預ける場所が無いのがつらかった。車も無い、金銭的にも厳しい中、発熱している子をタクシーに乗せて病児保育してくれる場所へ直接連れて行かねばならず遅刻は免れない。連れて行った所で、受け入れ可能人数が「数人」なのでほぼ預かって貰えない。

(3) 子どもの居場所

- 居心地の良い家庭環境を作りづらい。非行予防のため、子どもの居場所を一緒に考えてほしい。
- 親の留守中、子どもがさびしい思いをしている。子が大きくなったからよし、ということでもない。

(4) 公営住宅などの住宅支援

- 市営団地と県営団地を増やしてほしい。家賃の支払いが一番困難。
- 月々の出費で一番大きいものは家賃です。公的な賃貸住宅においてひとり親優先の枠があると助かります。
- 今、実家に住まわせてもらっているのですが、狭い子どもたちも体が大きくなり生活がしづらく・・・実家を出たくても生活が苦しくなるのが目に見えている為出来ません。ひとり親の家庭のための住宅があればなあと思います。

(5) 役所窓口の時間帯・情報提供

- このアンケートのお知らせと同封されていたひとり親支援のキャンペーンって…臨時窓口開設日時が平日の13時から16時って…行きたくても仕事を休まないといけないと行けません。

3 就労について

(1) 就労先の確保

- 子どもがいるお母さんは、なかなか職安に行ける機会がないので、市役所の一部に職安みたいな場所を作って、職探しをしている間は子どもを預かってくれると助かるし利用者も増えると思います。
- 就職先に恵まれないのはフェアではない。企業は、結婚していようが、独身であろうが、ひとり親であろうが、皆関係なく扱って頂きたい。それには子どもの面倒を見てくれる環境が必要不可欠になる。

(2) 就業訓練

- ひとり親は、経済的に金銭で支援するだけでなく、将来的に支援が無くても生活して行かれるように、資格支援、特に看護学校等への支援をもっと充実し、そのシステムを積極的に広めれば、早い段階で将来を考える事が出来るのだと思います。

(3) 非正規から正規職員へ・職場の理解

- 今パートで働いていて低収入なので正社員で働けるような支援をしてほしい。
- ひとり親家庭に限らないが、もっと女性を活用してもらえる社会の実現を、大企業だけでなく中小企業まで広めてほしい。

4 経済的支援について

(1) 児童扶養手当などにおける所得制限および第2子以降の加算額について

- 子どもとの生活のため、頑張って働けば働くほど児童扶養手当の支給額は減り、その分仕事での負担は増え、一人で子どもを育てるつらさが出てきました。
- 年数働いているのだから毎年ほんの少しは基本給が上がっているが、生活自体が楽になるわけではないのに児童扶養手当も年々減額で、生活は一向に楽にならない。貯金もできない。子どもに満足におこづかいもあげられない。旅行に連れても行けない。真面目に働いていて児童扶養手当を減額されてしまえば基本給が上がってもプラスマイナス0になる。
- 1人目と2人目以降の手当の額が違いすぎる。1人目が満額4万に対して何故2人目以降は数千円しかプラスにならないのか。子どもが多いほど生活が厳しいのはおかしいのでは？

(2) 18歳以降の助成・医療費

- 医療費の助成は大変助かっている。高校卒業後進学した場合、費用がかかる上に18才で支援も終了するためとても不安がある。進学した場合は20～22才まで支援を延長してもらえるとありがたい。

(3) 養育費

- 養育費の取り決めに公正証書で行ったのに、支払われない。逃げ得が当たり前になってしまっている。強制執行でも費用や手続きが負担になる。欧米のように養育費を払わないと社会的制裁があるような制度を整備すべき。

5 アンケート調査について

- 来年もしてほしい。ひとり親の仲間達でも話題になっています。
- こんな調査はじめてでした。声をきいてくれる感じがします。ぜひ来年もやってください。